

オミクロン株の発生に備えた本県の対応方針

① 検査方針

- 全ての陽性者について、**L452R変異株（デルタ株疑い）PCR検査を実施**
 - ※L452R変異株陽性であれば、オミクロン株ではないと推定可能
 - ※新たな変異株PCR検査体制が整備されるまでの暫定的な対応
- 全ての事例について、可能な限り**ゲノム解析を実施**

② 調査方針

- **接触者の探索を幅広に行い、検査を実施**。陽性者がオミクロン株と確定された場合は、**幅広の検査対象者についても、濃厚接触者として認定**
- オミクロン株陽性者の濃厚接触者には、**宿泊施設での滞在を求める**
(2日に1回を目安に検査を実施)

③ 療養方針

- 当面の間、全ての陽性者は**一旦入院し、変異株検査を実施**
- オミクロン株と確定された陽性者の退院基準は次のとおり
 - ・ 有症状者：症状軽快後24時間経過した後に、2回連続で陰性を確認
 - ・ 無症状者：陽性確認から6日間経過した後に、2回連続で陰性を確認